

計画作成年度	令和4年度
計画主体	香美市

## 第6次 香美市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 高知県香美市役所農林課  
所在地 高知県香美市土佐山田町宝町 1-2-1  
電話番号 0887-53-3111  
FAX番号 0887-53-5877  
メールアドレス [sanshin@city.kami.lg.jp](mailto:sanshin@city.kami.lg.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、カラス、キジバト、ゴイサギ、カワウ、アオサギ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	高知県香美市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値（被害金額、被害面積）
イノシシ	水稲	8千円、 1a
	果樹（りんご、みかん、なし等）	9千円、 6a
	野菜（たけのこ、きゅうり、だいこん等）	146千円、 68a
	イモ類（さつまいも、じゃがいも等）	49千円、 110a
ニホンジカ	果樹（りんご、みかん、なし等）	551千円、 418a
	野菜（たけのこ、きゅうり、だいこん等）	87千円、 40a
	工芸作物（かき、茶等）	183千円、 63a
	水稲	2千円、 1a
	その他（ひのき、さき等）	529千円、 93a
サル	果樹（かき、みかん等）	30千円、 22a
	野菜（さき、だいこん等）	15千円、 5a
ノウサギ	野菜（とうもろこし等）	45千円、 17a
ハクビシン	野菜（いちご、スイートコーン等）	109千円、 43a
	果樹（すいか、ぶどう等）	72千円、 38a
タヌキ	野菜（とうもろこし、ぶどう等）	3千円、 2a
キツネ	野菜（とうもろこし等）	0千円、 0a
カラス	水稲	11千円、 2a
	果樹（みかん、みかん等）	195千円、 150a
	飼料作物（とうもろこし）	64千円、 200a
キジバト	水稲	0千円、 0a
	野菜（きゅうり、だいこん等）	0千円、 0a
ゴイサギ	水稲	0千円、 0a
カワウ	魚類（アユ、アメゴ）	2,450千円
アオサギ	魚類（アユ、アメゴ）	450千円

## (2) 被害の傾向

### ①イノシシ

イノシシによる被害は、3月から5月はタケノコなどの山菜、8月から10月はイモ類や水稻などの食害・踏込み・掘起しが多く発生しており、特徴的な被害としては収穫前の水稻の通り抜けやぬた場利用による踏込みや掘起しなどである。また、近年では道路や水路の石垣や法面、民家の庭など農地以外での掘起し被害が年間を通じて多数報告されている。

被害区域は、中山間地域の被害防止対策が未整備の農地や耕作放棄地などが主であったが、市街地周辺の民家の庭や花壇、石垣などで被害が発生しており、生息域が市街地周辺部まで広がっている。

生息頭数は、令和元年度から令和3年度の被害の報告件数及び捕獲状況から若干の増加傾向がみられていたが、令和4年9月に香美市香北町小川で豚熱に感染した個体が初めて発見され、その後感染した個体が市内各所で発見されていることから、豚熱が市内全域で蔓延しており、少なからず個体数への影響を及ぼしていると予想されるため、今後の生息頭数の増減は不明である。

### ②ニホンジカ

ニホンジカによる被害は、年間を通じて食害が発生しており、ユズ、植林、タケノコ、野菜類、イモ類、ユズ、水稻等など被害対象は多岐にわたる。特徴的な被害としては、ユズ、植林への剥皮被害や新芽を食べられる被害であるが、地形等の制約により、ネット柵を張るなどの対策が講じられていない区域に被害が集中している。

### ③サル

ニホンザルによる被害は、年間を通じて食害が発生しており、特に、ユズ、タケノコ、野菜類、イモ類、トウモロコシの被害が多い。被害区域の殆どは、物部町と香北町である。

### ④ノウサギ

ノウサギによる被害は、野菜や森林における幼齢木への食害がある。被害区域の殆どは山間部に集中している。

### ⑤ハクビシン

ハクビシンによる被害は、年間を通じて発生しているが、特に夏場における家庭菜園を中心とした果樹（ナシ、ブドウ等）や野菜への食害が深刻になっている。被害区域は市街地周辺を含む、市全域。

### ⑥タヌキ

タヌキによる被害は、年間を通じて発生しているが、主に家庭菜園や庭等での被害報告が多く、特にトウモロコシ、スイカ、メロンなど野菜類への食害が多く発生している。被害地区は、市街地周辺を含む、市全域。

⑦キツネ

キツネによる被害は、家畜(鶏等)が発生している。また、スイカ、トウモロコシなどの野菜類も被害報告がある。被害区域は、物部町・香北町において被害報告がある。

⑧カラス

カラスによる被害は夏から秋を中心にして発生している。野菜、果樹等の農作物被害や飼料作物(デントコーン等)で食害が発生している。被害区域は、市街地を含む、市全域。

⑨キジバト

キジバトによる被害は夏場から収穫時期に集中し稲穂への食害が発生している。

⑩ゴイサギ

ゴイサギによる被害は夏場に集中して発生している。特に、水田に生息しているオタマジャクシを食べる際に、水稻の苗を踏み倒し、稲の生育に重大な影響を及ぼしている。また、水稻の収穫時期に飛来し、被害を及ぼしている。

⑪カワウ

カワウによる被害として、アユ、アメゴ等への被害が顕著である。被害区域は、市全域の河川で発生している。

⑫アオサギ

アオサギによる被害として、田に生息しているオタマジャクシなどを食べる際に水稻の踏み倒しの被害も発生している。また、アユ、アメゴ等への被害も発生しており、被害区域は、河川を含む、市全域となっている。

(3) 被害の軽減目標

指標 (被害金額)	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
イノシシ	212千円	191千円
ニホンジカ	1,352千円	1,216千円
サル	45千円	41千円
ノウサギ	45千円	41千円
ハクビシン	181千円	163千円
タヌキ	3千円	2千円
キツネ	0千円	0千円
カラス	270千円	243千円
キジバト	0千円	0千円
ゴイサギ	0千円	0千円
カワウ	2,450千円	2,205千円
アオサギ	450千円	405千円

指標（被害面積）	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	185 a	167 a
ニホンジカ	614 a	553 a
サル	27 a	24 a
ノウサギ	17 a	15 a
ハクビシン	81 a	73 a
タヌキ	2 a	1 a
キツネ	0 a	0 a
カラス	352 a	317 a
キジバト	0 a	0 a
ゴイサギ	0 a	0 a
カワウ（水産被害）	—	—
アオサギ（水産被害）	—	—

#### （４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>香美市においては、旧町村（土佐山田町・香北町、物部村）単位で捕獲班と銃猟による捕獲班を編成し、香美猟友会と連携して、捕獲体制を構築している。また、香美猟友会・高知中部森林管理署・香美市の三者による香美市シカ被害対策及びジビエ活用推進連携協定を令和4年度に締結し、香美市内の国有林のシカ捕獲体制を新たに構築し、同国有林内で捕獲された個体のジビエ利用を推進した。</p> <p>捕獲手段に関しては、土佐山田町地区は銃器の使用区域が限られているため、銃猟による捕獲は少ないが、市全域で銃猟及びわな猟により、捕獲活動が行われており、銃猟は減少傾向にあり、わな猟は増加傾向にある。</p> <p>新規狩猟者の確保については、新規狩猟者等の金銭的負担の軽減を目的として、狩猟免許取得に掛かる費用及びわな本体とわな資材等の購入に掛かる費用への補助事業の実施し、また、新規わな</p>	<p>有害鳥獣の捕獲活動に携わる狩猟者の平均年齢が、令和元年度の66歳から、令和5月1月時点で現在65歳となっており、新規狩猟者の確保により、高齢化が一定防がれているが、依然として高齢者の割合が高い状況に変わり無く、継続した新規狩猟者の確保と育成が課題となっている。</p> <p>また、狩猟者任せの捕獲だけでは農作物被害を軽減することが難しく、農業者及び集落での捕獲活動を推進するため、地域ぐるみ捕獲の普及が必要となっている。</p> <p>さらに、有害鳥獣は市町村の境界を越えて被害を及ぼす可能性があるため、県内外を問わず、周辺の市町村と連携した一斉捕獲の実施も必要と考えられる。</p>

	<p>猟免許取得者等を対象としたわな作製講習会を実施している。</p> <p>その他の取組として、地域ぐるみの捕獲の普及に取り組んでいる。</p>	
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>香美市では、防護柵の設置の経費に対し補助を行い有害獣による被害に対して一定の成果がでてきている。しかし、防護柵を設置していない地区は依然被害がでてきている。</p> <p>また、鳥獣害の被害防止のため、集落での被害防止活動等の講習会を開催し被害防止対策の普及に努めている。</p>	<p>市内は山間部が大部分を占めるため、まだ防護柵の整備が行き届いていない状態である。よって、5～10年後の集落環境の保持という点から鑑みると、集落ぐるみのさらなる防護柵の設置が急務となっている。</p> <p>耕作放棄地の刈り払い（緩衝帯の整備）等、集落に有害獣を近づけない取り組みが課題となっている。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>香美市における令和3年度の被害金額は5,008千円、被害面積は1,278aとなっている。</p> <p>主な被害としてニホンジカ、ノウサギによる基幹作物であるユズ及び森林被害、イノシシ、サル、ハクビシン、タヌキ、キツネ、カラス、キジバト、ゴイサギによる水稻、野菜、果樹、イモ類等の農作物及び飼料作物への被害、カワウ、アオサギによる魚類への被害が挙げられる。</p> <p>被害防止計画を策定するにあたり、被害軽減目標を令和3年度より10%減の4,507千円、1150aとする。</p> <p>第5次香美市鳥獣防止計画に引続き捕獲及び防護柵設置の両面から被害防止対策を行う。</p> <p>今後も継続して、捕獲従事者の確保と育成対策、狩猟後継者の育成対策及び防護柵の設置を進めながら、周辺市町村との連携に一層努めると共に地域が主体となって被害防止対策を講じるために、地域懇談会、現地研修会、講演会などを開催して、有害鳥獣を寄せ付けない集落の環境づくりに向けて体制整備を進める。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

香美猟友会	農林業者等からの依頼を受けて、各地区で結成された捕獲班が有害鳥獣の捕獲を行う。
香美市鳥獣被害対策実施隊	実施隊での捕獲活動及び香美猟友会と連携を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	イノシシ、ニホンジカ、サル、ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、カラス、キジバト、ゴイサギ、カワウ、アオサギ	<p>現在の狩猟者による捕獲に加え地域ぐるみの捕獲を普及させ、より一層の捕獲圧を掛ける。</p> <p>また、徳島県那賀町と捕獲期間を合</p>

		<p>わせて捕獲を行っていく。</p> <p>狩猟免許取得の補助制度及び捕獲機材購入についての補助も行い、捕獲活動を活発にしていく。</p>
6年度	<p>イノシシ、ニホンジカ、サル、ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、カラス、キジバト、ゴイサギ、カワウ、アオサギ</p>	<p>現在の狩猟者による捕獲に加え地域ぐるみの捕獲を普及させ、より一層の捕獲圧を掛ける。</p> <p>また、徳島県那賀町と捕獲期間を合わせて捕獲を行っていく。</p> <p>狩猟免許取得の補助制度及び捕獲機材購入についての補助も行い、捕獲活動を活発にしていく。</p>
7年度	<p>イノシシ、ニホンジカ、サル、ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、カラス、キジバト、ゴイサギ、カワウ、アオサギ</p>	<p>現在の狩猟者による捕獲に加え地域ぐるみの捕獲を普及させ、より一層の捕獲圧を掛ける。</p> <p>また、徳島県那賀町と捕獲期間を合わせて捕獲を行っていく。</p> <p>狩猟免許取得の補助制度及び捕獲機材購入についての補助も行い、捕獲活動を活発にしていく。</p>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>①イノシシ</p> <p>香美市における捕獲頭数は、令和元年度 466頭、令和2年度 384頭、令和3年度 485頭であるが、豚熱の影響を考慮し、捕獲計画数を年間400頭とする。</p> <p>② ニホンジカ</p> <p>香美市においては、山間部が多く捕獲圧が掛けられない場所などがあり、ニホンジカが減らない状態が続いているため、農作物、森林に多大な被害を及ぼしている。捕獲実績については、令和元年度 1280頭、令和2年度 1195頭、令和3年度 1272頭である。(但し有害捕獲のみ)</p> <p>平成27年度より、香美市では1班あたりの捕獲許可頭数を無制限とし、積極的な捕獲を行っているが、依然として被害が発生している。よって、捕獲計画数を1,275頭(但し有害捕獲)とする。</p> <p>③ サル</p> <p>サルについては、捕獲実績が、令和元年度 90頭、令和2年度 52頭、令和3年度 22頭となっており、大きな群れの目撃情報は減少しているが、依然として農作物への被害は深刻である。また、物部地区・香北地区で被害・目撃情報が多いが土佐山田町内でも目撃情報が出てきおり、今後も継続して捕獲に積極的に取り組むこととし、捕獲計画数を年間80頭とする。</p>
--

#### ④ ノウサギ

ノウサギによる森林被害も増大はしていないが、野菜等の農業被害が発生している。ノウサギの捕獲頭数は、令和元年度 19羽、令和2年度 6羽、令和3年度 7頭であるが、今後も森林被害、農業被害が予想されるため、今後も継続して捕獲に取り組むこととし、捕獲計画数は年間20羽とする。

#### ⑤ ハクビシン

ハクビシンによる農作物への被害及び人家周辺での被害が深刻となっている。平成21年度から予察捕獲対象獣として積極的に捕獲を行い、捕獲実績は、令和元年度 106頭、令和2年度 75頭、令和3年度 26頭である。捕獲頭数は一時期に比べ減少しているが、果樹等の農業被害は続いており、今後も継続して捕獲に積極的に取り組むこととし、捕獲計画数は年間50頭とする。

#### ⑥ タヌキ

タヌキについては、捕獲実績は、令和元年度 10頭、令和2年 8頭数、令和3年度 3頭であるが、今後も継続して捕獲に取り組むこととし、捕獲計画頭数は30頭とする。

#### ⑦ キツネ

キツネによる被害は、家畜(鶏等)が発生していたため、捕獲対象としている。令和元年度 0頭、令和2年度 0頭、令和3年度 0頭と捕獲実績も被害の報告も無いが、目撃情報は報告されているため、令和5年度以降も、被害防止を目的として捕獲に取り組むこととし、捕獲計画頭数は30頭とする。

#### ⑧ カラス

カラスによる野菜、果樹、飼料作物への食害が深刻となっている。夏場を中心に捕獲を行い捕獲実績は、令和元年度 31羽、令和2年度 19羽、令和3年度 15羽と捕獲数は減少しているが、今後も継続して捕獲に積極的に取り組むこととし、捕獲計画数は年間20羽とする。

#### ⑨ キジバト

キジバトによる水稻の刈り入れ前の食害を防ぐため、稲の刈り入れ前に集中して捕獲を行い捕獲実績は、令和元年度 2羽、令和2年度 0羽、令和3年度 1羽であり、今後も継続して捕獲に取り組むこととし、捕獲計画数は年間20羽とする。

#### ⑩ ゴイサギ

ゴイサギによる水稻の刈り入れ前の食害が発生しているため、稲の刈り入れ前に集中して捕獲をすることが必要と考えられる。捕獲実績は、25年度から0羽であり被害の報告も出てきてないが、今後も被害が発生する恐れがあるため、令和5年度以降も、被害防止を目的として捕獲に取り組むこととし、捕獲計画数は年間20羽とする。

⑪ カワウ

カワウによる魚類への食害が深刻な問題となっている。カワウの捕獲を物部川流域周辺で平成12年から行い捕獲実績は、令和元年度 20羽、令和2年度 0羽、令和3年度 9羽ある。カワウは行動範囲が広い為、被害が収まる心配が無く、吉野川水系の河川にも被害が広がっており、継続して捕獲に積極的に取り組むこととし、捕獲計画数は年間50羽とする。

⑫ アオサギ

アオサギによる被害は田植え後のイネを踏込む被害や物部川の魚類への被害も発生しており、捕獲実績は、令和元年度 12羽、令和2年度 0羽、令和3年度 2羽あるが、カワウ同様に吉野川水系の河川にも被害が広がっており、継続して捕獲に取り組むこととし、捕獲計画数は年間30羽とする。

※①～⑧は銃器・わなを、⑨～⑫は銃器を用いて捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	400	400	400
ニホンジカ	1,275	1,275	1,275
サル	80	80	80
ノウサギ	20	20	20
ハクビシン	50	50	50
タヌキ	30	30	30
キツネ	30	30	30
カラス	20	20	20
キジバト	20	20	20
ゴイサギ	20	20	20
カワウ	50	50	50
アオサギ	30	30	30

捕獲等の取組内容
<p>銃器・わなを用いて4月1日から3月31日（11月1日から11月14日除く）にニホンジカ、サル、ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、カラス、キジバト、ゴイサギ、カワウ、アオサギを対象として予察捕獲を行う。</p> <p>また、イノシシについては春期と秋期の農作物被害が多発する期間において積極的な捕獲を行う。</p> <p>対象区域は香美市内全域とし、区域は旧町村単位で分けるものとする。</p> <p>また、シカ、イノシシについても土佐山田町及び香北町においても圃場の掘り返しなど被害が発生しているため、一部使用猟具禁止区域において捕獲を実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当無し

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当無し	該当無し

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容					
	5年度		6年度		7年度	
イノシシ	電気柵	6,000m	電気柵	6,000m	電気柵	6,000m
	金網柵	1,000m	金網柵	1,000m	金網柵	1,000m
ニホンジカ	電気柵	500m	電気柵	500m	電気柵	500m
	金網柵	1,000m	金網柵	1,000m	金網柵	1,000m
	ネット柵	8,000m	ネット柵	8,000m	ネット柵	8,000m
サル	電気柵	500m	電気柵	500m	電気柵	500m
	ネット柵	1,000m	ネット柵	1,000m	ネット柵	1,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	イノシシ ニホンジカ サル	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等を開催し普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動等を行う体制整備の確立を目指す。
6年度	イノシシ ニホンジカ サル	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等を開催し普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動等を行う体制整備の確立を目指す。

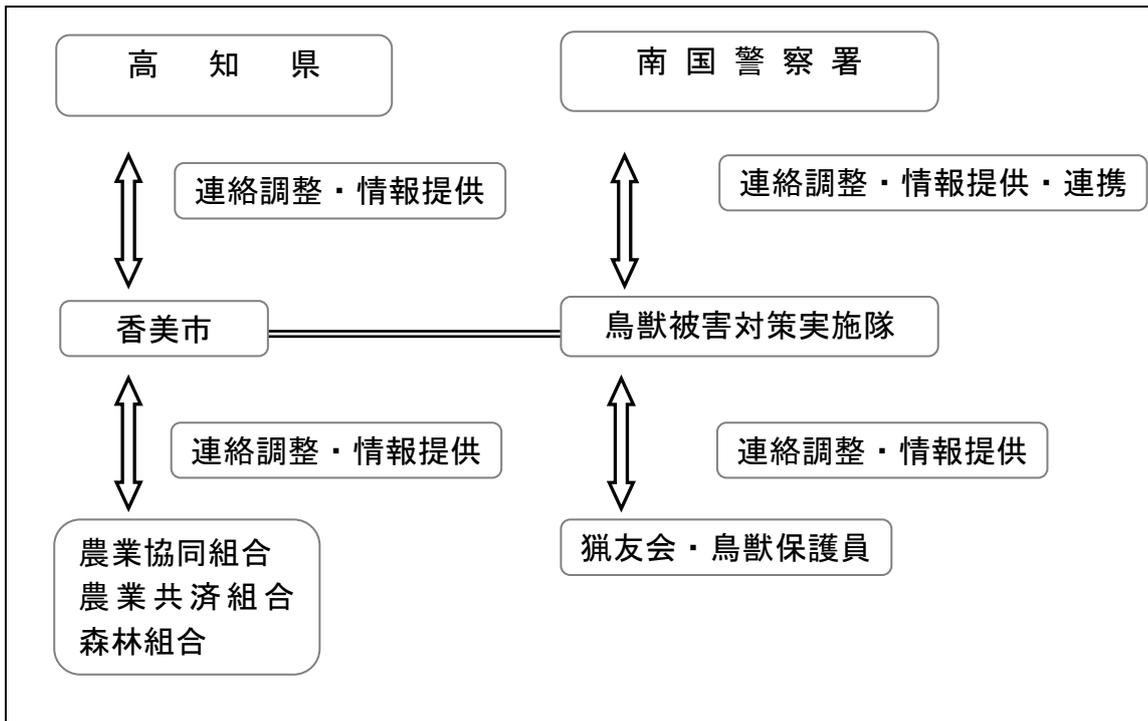
7年度	イノシシ ニホンジカ サル	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等を開催し普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動等を行う体制整備の確立を目指す。
-----	---------------------	---

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供
猟友会	地域巡回、情報収集・提供、捕獲班の調整・出動
鳥獣保護員	地域巡回、情報収集・提供
農業協同組合	地域巡回、情報収集・提供
森林組合	地域巡回、情報収集・提供
香美市	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
南国警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
高知県	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称 香美市有害鳥獣被害対策協議会

構成機関の名称	役割
香美市役所農林課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
香美猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害捕獲を行う。
高知中部森林管理署	国有林に関する情報の提供、被害防止技術の情報交換等を行う。
高知県中央東農業振興センター 高知県中央東林業事務所	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
高知県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
高知県農業協同組合 高知県農業共済組合	対象地域を巡回し、営農（技術）指導・情報提供を行う。
香美森林組合、物部森林組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
物部川漁業協同組合 嶺北農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

被害防止対策協議会の名称 阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会

構成機関の名称	役割
香美市役所農林課 徳島県那賀町役場農業振興課 徳島県那賀町役場木頭支所地域 振興室	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
香美猟友会、木頭猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害捕獲を行う。
高知県農業協同組合 阿南農業協同組合	対象地域を巡回し、営農（技術）指導・情報提供を行う。
物部森林組合 木頭森林組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
高知県農業協同組合物部支所ユ ズ部会、木頭果樹研究会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
中国四国農政局	オブザーバーとして阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。
四国森林管理局	オブザーバーとして阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。

西日本農業研究センター	アドバイザーとして阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。
徳島県農林水産部 鳥獣対策・ふるさと創造課	オブザーバーとして阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。
高知県鳥獣対策課	オブザーバーとして香美市有害鳥獣被害対策協議会、阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成20年度に、香美市職員（市長が指名した職員）で鳥獣被害対策実施隊を結成し、捕獲、被害防止策の普及啓発等、市内の被害対策についての取り組みを進めてきた。令和5年度以降も、継続して取り組みを推進していく。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

市内における農林作物の被害は深刻な状態に陥っている。また、山間部を中心として高齢化が進んでいるため、防護柵の設置、緩衝帯の整備が限界集落の多い地域では困難な状態である。

そこで、被害防止策（防護柵の設置、緩衝帯の整備）を講じる場合に、集落ぐるみで取り組むように集落への指導、説明を行う。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分等現地にあった適正な処分を行うこととする。埋設処分の負担軽減と不法投棄防止の観点から処分施設の設置を検討する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食肉として加工、販売する場合は、食品衛生法、高知県シカ肉処理衛生管理ガイドラインに準じた食肉を使用することを周知し、香美市シカ被害対策及びジビエ活用推進連携協定により国有林で捕獲された個体のジビエ利用を推進する。また、捕獲個体の有効利用のため、解体処理施設等の設置を検討する。

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会と連携し捕獲活動及び担い手育成事業実施する。